

津山市監査委員告示第2号  
平成29年5月8日

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 久 常 勝 實  
津山市監査委員 竹 内 邦 彦

監査対象

団体名 津山市人づくり事業運営委員会

所管部署 産業経済部みらい産業課

監査期間

平成28年11月30日～平成29年3月17日

措置等の内容

[津山市人づくり事業運営委員会]

指摘事項 ①	つやま産業塾講師との情報交換費（交流会費用）について、欠席者分の費用が会議費から支出されていた。講師との情報交換は、講座以外で有益な情報を収集できる補完の場であることは理解できるが、欠席者分の費用を会議費から支出することのないようされたい。	
区 分 (該当に○ 印)	○	1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	平成28年度における事業においては、いずれの講座等においても、欠席者費用を支出することなく対応している。	

[津山市人づくり事業運営委員会]

指摘事項 ②	つやま産業塾長の旅費及び会議出席に伴う報酬の支払いに伴う所得税の源泉徴収について、支払内容に応じた控除率が適用されていなかった。支払内容に応じた控除率を確認し、適用されたい。	
区 分 (該当に○ 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	平成28年度は従前のままの控除率の適用をしているが、平成29年度（監査後）については、支払内容に応じた控除率を適用することとしている。	

[産業経済部みらい産業課]

指摘事項 ①	つやま産業塾の設置者が、津山市人づくり事業実施要綱と津山市人づくり事業運営委員会規約では相違しているので整理されたい。	
区 分 (該当に○ 印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	本年5月の、津山市人づくり事業運営委員会を経て要綱の改正をする予定である。	

監査対象

団 体 名 津山市スポーツ少年団

所管部署 生涯学習部スポーツ課

監査期間

平成28年11月30日～平成29年3月17日

措置等の内容

[津山市スポーツ少年団]

指摘事項 ①	スポーツ少年団登録料及び協賛広告料の領収書のうち、5月から9月までの間に発行されたものは、領収者氏名のほとんどが前本部長名になっていた。適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○ 印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	スポーツ少年団登録料及び協賛広告料の領収書について、本部長の変更があった場合は領収者名の変更をすみやかに行う。	

[津山市スポーツ少年団]

指摘事項 ②	津山市スポーツ少年団母集団の研修会の講師謝金について、所得税の源泉徴収がされておらず、また、領収書に本人の受領印が押印されていなかった。適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○ 印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	講師謝礼金について、所得税の源泉徴収手続を行う。 領収書の押印の確認を行う。	

[津山市スポーツ少年団]

指摘事項 ③	津山市スポーツ少年団50周年記念備品(ワイヤレスアンプ)の購入について (ア) ワイヤレスアンプ購入の発注を平成27年5月に行い、同月納品されているにも係わらず、その支払いの一部を平成26年度津山市スポーツ少年団50周年記念会計から支払っていた。 (イ) ワイヤレスアンプ購入費用の支払伝票には、納品案内書のみが貼付されており、請求書及び領収書の貼付がなかった。 (ウ) ワイヤレスアンプは備品であるにも係わらず、需用費から支払われていた。 それぞれ津山市会計規則に準じて適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○ 印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	(ア) 会計年度内での処理を徹底し、他の年度会計と混同しないよう厳正に処理する。 (イ) 購入の際は必ず請求書及び領収書を徴する。 (ウ) 費目誤りがないよう適正な費目で処理するよう確認を徹底する。	

[津山市スポーツ少年団]

指摘事項 ④	<p>津山市スポーツ少年団 8 中学区及び単一種目団補助金の支払いについて</p> <p>(ア) 補助金交付の根拠となる決裁（支出負担行為）を行わず、補助金を交付していた。</p> <p>(イ) 補助金を交付した 20 団体のうち、補助金計画書及び補助金報告書の未提出団体が 13 団体あった。</p> <p>(ウ) 学区・単一団補助金綴りに保存されている申請書及び補助金領収書について、申請年月日や受領年月日が未記入のものが半数以上あった。また、支払伝票にすべて領収書が貼付されていなかった。</p> <p>(エ) (イ)の補助金を交付した 20 団体の他に、遅れて申請された 1 団体への補助金交付は、補助金交付申請書、補助金計画書、補助金報告書の提出がなかった。また、受領者氏名の記載はあるものの受領印が押印されていない領収書が保存されていた。</p> <p>それぞれ津山市スポーツ少年団 8 中学区及び単一種目団補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	
区 分 (該当に○ 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	<p>(ア) 今後は申請書の提出があった後に、必ず支出負担行為を行う。</p> <p>(イ) 未提出の団体には強く提出を求め、提出が無い場合は次年度の補助金を出さない等の対策を取る。</p> <p>(ウ) 日付の確認を徹底し、領収書は別に保管せず、伝票に貼付する。</p> <p>(エ) 必要書類の提出を厳守させ、補助金交付の際は受領印を必ず確認する。 また、受領印が無いなど書類に不備があった場合は收受せず、再提出されるまで補助金を交付しない。</p>	

[津山市スポーツ少年団]

指摘事項 ⑤	<p>第 4 回本部役員懇親会での事務局職員 2 人に係る懇親会費について、支払伝票に領収書の貼付がされていなかった。支払いに対する領収書を徴されたい。</p>	
区 分		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
(該当に○ 印)	○	2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等 の内容	<p>今後は伝票に領収書を必ず貼付し、適正な事務処理に努める。</p>	

[津山市スポーツ少年団]

指摘事項 ⑥	収入及び支出伝票の全てにおいて本部長印が押印されていなかったため、決裁を受けられたい。	
区 分 (該当に○ 印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	収入及び支出伝票の決済は、必ず本部長の決裁を得る。	

[津山市スポーツ少年団]

指摘事項 ⑦	津山市スポーツ少年団に加入している62団のうち61団に対する、平成27年度認定指導者補助金について、すべての団が申請する見込みで、2月4日に通帳から払い出し現金で交付する準備をしていた。その後、56団へは申請に基づき補助金を交付しているが、5団は申請をしなかったため、平成28年度会計へ6月7日に雑入として戻入処理されていた。各団への補助金の交付は申請に基づき、当該年度内に行い、長期間現金を所持することのないよう改められたい。	
区 分 (該当に○ 印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	補助金の交付については年度を超えないよう徹底するとともに、金庫に預かる現金は期間を決め、長期間所持しないよう厳正に対処する。	